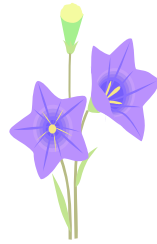


西尾雅枝社会保険労務士事務所ニュースレター

占出山町だより



2007年8月号

関東でも長い梅雨が明け、全国的に暑い夏となりました。

今回は、「もう、その話は時効だから...。」などと使われる「時効」、その時効のお話です。



8月号目次

☆ 時効って何？

☆ 年金時効特例法について



☆ 時効って何？

時効とは、法律で一定の事実状態が一定期間継続した場合に、真実の権利関係に合致するかどうかを問わずに、その事実状態を尊重して権利の取得・喪失という法律効果を認める制度。法律上、刑法以外では、取得時効と消滅時効があります。

保険や年金で問題となるのは、ほとんどが消滅時効ですね。以下は時効の種類です。

・まずは、労働基準法上の時効

賃金・災害補償・その他の請求権 2年間で消滅（その他は、休業手当、年次有給休暇賃金、帰郷旅費等）

退職手当の請求権 5年間で消滅

【例外】解雇予告手当には時効はない、という見解があります。

・労働者災害補償保険法（労災）上の時効

療養・休業・介護・葬祭料等・各種前払金・二次健診の権利 2年で消滅

障害の年金や一時金・遺族年金や一時金等を受ける権利 5年で消滅

【例外】傷病年金・傷病補償年金は、政府の職権で支給決定されるため、時効はない。

・雇用保険法

失業等給付を受ける権利 2年で消滅

ただし、これは権利の消滅時効であって、雇用保険法の各種給付には支給申請期間と、があります。権利の消滅時効は2年でも、例えば求職者給付の基本手当ですと、90日の所定給付日数の場合、離職の日の翌日から1年間以内に公共職業安定所に出頭、求職の申し込み、受給資格決定、そして肝心の所定給付日数90日間が、原則としてこの1年間に納まっていないといけません。他にも給付の種類によって、支給申請の期間が違う場合がありますので要注意です。

・健康保険法

（裏面へ続く）

保険料の徴収・還付・保険給付を受ける権利 2年で消滅

- ・国民年金法

年金を受ける権利 5年で消滅

保険料の徴収・還付及び死亡一時金を受ける権利 2年で消滅

- ・厚生年金法

保険給付（一時金も含めて）を受ける権利 5年で消滅

保険料の徴収・還付を受ける権利 2年で消滅

●西尾の解説

つまり、公的な年金や保険から給付を受ける権利は、年金は5年で、一時金やその他給付は2年（厚生年金は除く）で時効と、になります。保険料を払っているから、向こうから何か言ってくるはず！というのは公的年金には通用しません。しっかり、自分で請求しないと、気がついたら時効、ということになりかねませんので、要注意！です。

西尾雅枝社会保険事務所は、各種年金や公的保険制度のご相談をお受けしています。
機密性のある相談スペースで、秘密厳守でお話を伺います。お気軽にご相談下さい。

☆ 年金時効特例法について

7月6日に施行されたこの法律ですが、ちょっと誤解を生じやすいので簡単に解説を。

厚生年金・国民年金では上記でご説明したように、年金の時効は5年です。

その時効が撤廃されるというのが、この年金時効特例法ですが、その対象はすべての年金についてではありません。年金記録が訂正された場合に限るのです。この法律の対象は

- ・既に年金記録が訂正されている場合
- ・今後訂正される場合

訂正される場合及びされた場合は、時効を撤廃、過去の全期間分の年金が支払われます。

老齢年金だけでなく、遺族・障害・未支給の年金等厚生年金・国民年金の全ての年金に

適用されます。社保庁HPで確認を！ <http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/070706.htm>

お気軽にご相談ください！

特定社会保険労務士&年金コンサルタント

西尾 雅枝

西尾雅枝社会保険労務士事務所

電話&ファクス(075)241-4586

メール nishio@nishio-sr.com

ホームページオープン！アクセスはこちらから <http://www.nishio-sr.com>

営業時間 午前9時～午後5時30分（日曜・祝日定休日）

〒604-8155 京都市中京区錦小路通室町東入 占出山町308

ヤマチュウビル2階 N10

阪急京都線「烏丸駅」、市営地下鉄「四条駅」

四条烏丸バスターミナルからいずれも徒歩2分

